

○経済産業省告示第四百十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号（外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月二十八日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（<u>イ、ロ又はソ</u>に掲げるもの（以下この号及び第六	一 居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払であつて次に掲げるものに対して行うもの及びこれらのものによる本邦から外国へ向けた支払（<u>イ又はロ</u>に掲げるもの（以下この号及び第六号に

機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に
関与する者を指定する件（令和七年外務省告示第三
百七十五号）で定めるものをいう。）

二〃四（略）

（削る）

二〃四（略）

五 居住者又は非居住者による本邦から外国へ向け
た支払であつて、イランの拡散上機微な核活動と
して外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理
事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事
前承認により加盟国が許可することが可能となる
資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活
動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八

五・六
(略)

号)で定めるものをいう。)に寄与する目的で行
う取引又は行為に係るもの
六・七
(略)